

学校において予防すべき感染症による出席停止期間は次のとおりです。

<学校保健安全法施行規則第18, 19条 2023年5月時点>

	対象となる感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2類	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

上記の感染症は学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。この期間は欠席扱いにはなりませんので治療に専念してください。

出席停止の手続きについて

医師の診断を受けたら、直ちに担任に連絡してください。

●インフルエンザ→「インフルエンザ罹患報告書」を瀬戸高校HPからダウンロードしてください。保護者がご記入ください。(診断後、医師による治癒証明書は必要ありません。)

●新型コロナウイルス感染症→生徒本人が陽性になった場合(出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。)回復後、登校する際に、治癒証明書や陰性証明は不要です。

●インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症→「治癒証明書」を瀬戸高校HPからダウンロードしてください。診断を受けた病院で「治癒証明書」を記入していただいでください。

書類の郵送を希望される場合は担任にお申し出ください。治癒後(新型コロナウイルス感染症以外)は書類を持って、登校後すぐに担任に提出してください。(治癒後が休日に当たり部活動や学校行事等に参加する時必要となります。その際には顧問や担当教員に提出してください。)